

阿多田宅地分譲要領

1. 分譲物件

※価格には、下水道負担金（139,778円）が含まれています。

所 在	区画 番号	地 番	地 目	面 積 (m ²)	価 格 (円)
大竹市阿多田	①	2番9 4番5	宅地	182.50 (55.20坪)	4,355,528
	②	2番11	宅地	187.47 (56.70坪)	4,620,311
	③	2番12	宅地	187.41 (56.69坪)	4,169,093
	④	2番13 4番3	宅地	187.23 (56.63坪)	4,165,223
	⑤	2番14 4番4	宅地	187.28 (56.65坪)	4,615,770

【主 要 設 備】 公営上水道、漁業集落排水処理施設（下水道）

2. 申込資格

(1) 分譲代金を期日までに納入できること。

3. 申込に必要な書類

(1) 宅地分譲申込書

(2) 住民票の写し又は外国人登録済証明書…1通（発行後3か月以内のもの）

※共有で申込みをされる場合には、(1)については共有者全員の氏名等を記入し、

(2)については共有者全員のものを合わせて提出してください。

4. 申込の手続等

(1) 受付期間及び受付場所

【期間】平成23年12月5日（月）～平成23年12月22日（木）
※土・日曜日を除きます。
※受付時間は9時～17時15分です。
【場所】大竹市役所 4階 都市環境部監理課（大竹市小方一丁目11番1号）

(2) 申し込み方法

「宅地分譲申込書」（以下：申込書）に必要事項を記入・押印のうえ、大竹市都市環境部監理課に提出してください。代理人が提出する場合は、申込人の委任状（申込書裏面）と代理人の印鑑が必要です。

なお、郵送、電話、FAX、インターネットによる申込みはできません。

5. 当選者の決定方法等

(1) 当選者及び補欠者の決定

- ①申込者が1名の場合、受付締切り時点で当選したものとします。
- ②申込者が複数の場合に抽選を行います。抽選は、抽選参加者又はその代理人の面前で行います。
- ③当選者が買い受けを辞退した場合に繰上げ当選となる補欠者を併せて決定します。補欠者が繰上げ当選となった場合は、別途連絡します。

(2) 抽選会の日時及び場所

【日時】平成24年1月8日（日） 10時00分～
【場所】大竹市小方一丁目11番1号 大竹市役所4階第2会議室

- ①抽選会の案内状は別途送付いたしますので、抽選当日案内状を必ず持参してください。
- ②抽選会には申込者本人が出席してください。都合により出席できない場合は、代理人を必ず出席させてください。欠席の場合は無効とします。
- ③代理人が抽選をする場合には、2以上の代理を兼ねて抽選に参加することはできません。
- ④2人以上の者が連名で物件を買い受けようとする場合は、届け出た代表者のみ抽選に参加してください。
- ⑤抽選会終了後、当選者に対しては、引き続き契約手続きの説明を行い、必要な書類を交付します。繰上げにより補欠者を決定した場合には、繰上げ当選者に連絡の上、別途契約の手続きを行います。

6. 契約手続きについて

- (1) 当選者は、平成24年1月20日(金)までに大竹市と「市有財産分譲地 土地売買契約書」により売買契約を締結していただきます。
- (2) 契約締結後、ただちに契約金額の10%の内払金(1,000円未満切り捨て)を納付していただきます。
- (3) 売買代金(分譲代金)は、契約締結後3か月以内に納付していただきます。
その際、契約締結後、納付していただいた内払金は、売買代金の一部に充当いたしますので、上記納付期日までに納付していただくのは、売買代金の額から内払金の額を除いた残りの金額になります。

(例) 区画番号①の土地について、契約金額の10%相当額を内払金として納付する場合

売 買 代 金	4,355,528円
－ 契約保証金	435,000円(契約締結後に納付)
＝	3,920,528円(納付期日までに納付)

- (4) 納付期日までに納付がない場合には契約を解除し、解約手数料として売買代金の5%をいただきますのでご注意ください。なお、契約締結時に売買代金を一括して納入していただくことも可能です。
- (5) 売買代金の納付が全て完了した時点で所有権が移転するものとし、分譲物件を現況の状態を引き渡します。
- (6) 所有権移転登記は、売買代金が完納された後に大竹市が行います。
- (7) 仲介手数料及び登記手数料は不要です。ただし、売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等契約に必要な一切の費用は買受者の負担になります。

7. ご了解事項

- (1) 土地は現況のままでの分譲となりますので、事前に現地を必ず確認してください。(現地説明会は行いません。)
- (2) 契約締結後の土地の管理は、買受者の責任で行ってください。
- (3) 境界、日照、排水及び土地の使用目的等に関して問題が起きた場合は、関係者で解決してください。
- (4) 土地引渡し以後発見された瑕疵について、市の責任が明らかであるものを除き、市はその責任を負いません。
- (5) この分譲地は、「がけ崩れによる被害のおそれがある区域」にあり、将来土砂災害防止法の「警戒区域」に指定される予定です。
- (6) 第2番、第3番区画については、建物の配置等によっては、広島県建築基準法施行条例第4条の2「がけ付近の建築物の配置等の制限」に該当する可能性があります。

- (7) 建築基準法に関することについては、都市計画課へお問い合わせください。
- (8) その他不明な点は監理課用地係までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

〒739-0692

大竹市小方一丁目11番1号

大竹市都市環境部監理課用地係

TEL : (0827) 59-2161 (直通)